

# 公文書の管理に関する条例素案（骨子）

資料 3

## 公文書の管理に関する条例

### 1 目的

県行政の運営に関する公文書が、県民の参画と協働による県行政の推進のために不可欠な県民共有の財産であり、公文書の適正な管理が、情報公開の基盤であるとの認識に基づき、公文書の管理に関する基本的な事項を定めることにより、その適正な管理を確保し、もって県行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする。

### 2 定義

(1) **実施機関**（情報公開条例と同じ 15 の実施機関。県議会は、含まない。）

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、瀬戸内海海区漁業調整委員会、但馬海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、公立大学法人兵庫県立大学

(2) **公文書**（公文書管理法、情報公開条例等と同じ。）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

### 3 実施機関の責務

①適正な文書作成・公文書の適正管理、②公文書の適正管理を確保するための体制整備

### 4 文書の作成

職員は、実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び当該実施機関の事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。

### 5 整理・保存等

- (1) 実施機関は、公文書を分類し、効力、重要度等を考慮して保存期間を設定するものとする。
- (2) 実施機関は、公文書を、保存期間満了日までの間、適切な保存・利用を確保できる場所で、適切な記録媒体により、識別を容易にする措置を講じて保存するものとする。
- (3) 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

### 6 廃棄・歴史的公文書の保存

- (1) 実施機関は、公文書の保存期間が満了したときは、兵庫県公館へ引き継ぐものを除き、これを廃棄する。
- (2) 実施機関は、必要があると認めるときは、保存期間を延長する。
- (3) 実施機関は、公文書のうちから歴史的公文書を選別し、公文書の保存期間満了後に、兵庫県公館に引き継ぐものとし、知事は、兵庫県公館において、歴史的公文書を保存するものとする。

### 7 管理状況の報告・公表等

- (1) 毎年度、知事以外の実施機関は公文書の管理状況について知事に報告し、知事はこれを取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
- (2) 知事は、公文書の適正な管理について、知事以外の実施機関に対し、必要な助言を行うことができる。

### 8 文書管理規則等

実施機関は、この条例に基づき公文書が適正に管理されるよう、文書管理規則等を定め、これを公表しなければならない。

### 9 研修

実施機関は、職員に対し、公文書管理を適正に行う知識・技能の習得等に必要研修を行うものとする。

## 1 条例の構成

【公文書管理法(21. 7. 1 公布、23. 4. 1 施行)との比較】

公文書等の管理に関する法律	公文書の管理に関する条例
<b>第1章 総則（第1条－第3条）</b> 目的、定義、他法令との関係	<b>第1章 総則</b> 目的、定義、実施機関の責務、他法令との関係
<b>第2章 行政文書の管理（第4条－第10条）</b> 文書の作成、整理、保存、移管又は廃棄、管理状況の報告・公表、行政文書管理規則	<b>第2章 公文書の管理</b> 文書の作成、整理、保存、廃棄又は引継ぎ、管理状況の報告・公表、文書管理規則
<b>第3章 法人文書の管理（第11条－第13条）</b> <u>独立行政法人文書の管理に関する原則、管理状況の報告、法人文書管理規則</u>	○ 出資法人等及び指定管理者の文書に関する規定の必要性と内容について検討 ○ 現行の県政資料館の利用状況等にかんがみ、歴史文書等の保存利用については、当面規定を設けず、中長期的な公文書館機能の議論と合わせて議論 ○ 第三者機関に担わせるべき役割とその必要性について検討
<b>第4章 歴史文書等の保存、利用等（第14条－第27条）</b> <u>国立公文書館等における特定歴史公文書等の保存、利用請求、本人情報の取扱い、利用の方法、審査請求、廃棄、利用規則等</u>	
<b>第5章 公文書管理委員会（第28条－第30条）</b> <u>政令の制定等に係る諮問・答申</u>	
<b>第6章 雑則（第31条－第34条）</b> 内閣総理大臣の勧告、研修等	
<b>附則</b>	<b>第3章 雑則</b> 研修  <b>附則</b>

## 2 先行 6 都県条例

	公布・施行		条例の構成		公文書館		特記事項
			公文書	歴史的 文書		設置 根拠	
島根県	23. 3. 13	23. 4. 1	○	○	○H23	条例	新たな公文書館を整備
熊本県	23. 3. 23	24. 4. 1	○	○	×	—	公文書館なし
鳥取県	23. 10. 14	24. 4. 1	○	○	○ H5	条例	
香川県	25. 3. 22	26. 4. 1	○	○	○ H6	条例	
東京都	29. 6. 14	29. 7. 1	○	×	○S43	規程	築地・豊洲の併用決定に係る経緯が不明
愛媛県	30. 7. 20	30. 10. 1	○	×	×	—	加計学園に係る官邸との面談記録の存否
兵庫県			○	×	○S60	要綱	兵庫県公館管理運営要綱（S60. 4. 17）

※ 現在制定作業を進めている県 滋賀県及び高知県（いずれも、新たな公文書館の整備に合わせて）